

北区の後期高齢者医療制度

平成24年度版（平成23年度実績）

東京都北区区民部国保年金課

目 次

I	後期高齢者医療制度の運営	1
II	東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌	1
III	被保険者	1
IV	給付状況	2
V	保険料	4
VI	財政状況	8
VII	後期高齢者健康診査	10
VIII	趣旨普及	10

I 後期高齢者医療制度の運営

東京都内すべての区市町村が加入する『東京都後期高齢者医療広域連合』が運営主体となる。(高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)第48条)

II 東京都後期高齢者医療広域連合と北区の事務分掌

広域連合が行うこと

- ・ 被保険者の認定
- ・ 医療の給付
- ・ 保険料の決定
- ・ 健診事業の実施

北区が行うこと

- ・ 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付
- ・ 被保険者証の引渡し
- ・ 高額療養費等の給付申請の受付
- ・ 保険料の徴収・納付相談

III 被保険者

1 被保険者

東京都内に住所を有する者は、75歳到達日より、後期高齢者医療制度の被保険者となる。ただし、生活保護受給者等は除く。(高確法第50、51、52条)

また、65歳以上74歳以下で一定の障害があると広域連合が認定した者も、後期高齢者医療制度の被保険者となる。(高確法第50、52条)

ただし、外国人は住民登録をしており、3月を超える在留資格があること等加入要件がある。

2 被保険者数

平成22年3月31日現在 36,563人

平成23年3月31日現在 37,664人

平成24年3月31日現在 38,470人

参考 後期高齢医療を脱退し国保加入した被保険者数 (平成23度) 0人

IV 給付状況

1 療養諸費

単位(円)

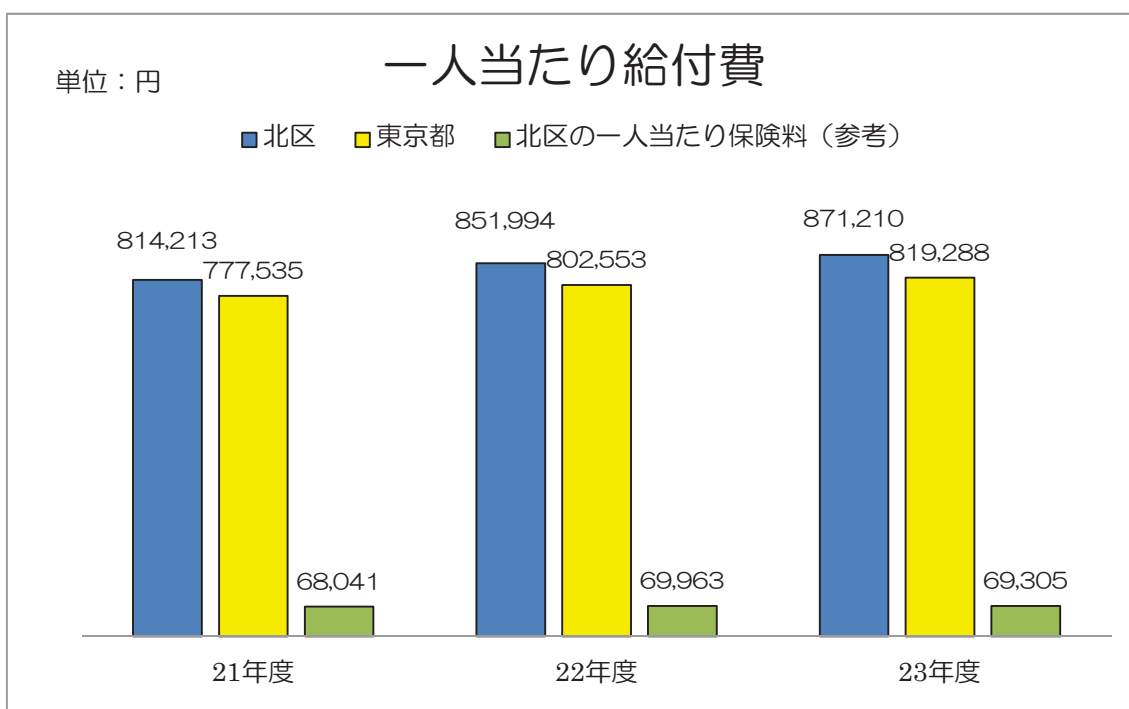
		一般 (1割)	現役並み所得者 (3割)	合計金額
21年度	現物給付	25,445,952,773	2,617,181,385	28,063,134,158
	現金支給分	1,061,096,424	99,499,414	1,160,595,838
	医療給付費	26,507,049,197	2,716,680,799	29,223,729,996
22年度	現物給付	27,622,177,215	2,721,818,879	30,343,996,094
	現金支給分	1,014,768,612	184,617,627	1,199,386,239
	医療給付費	28,636,945,827	2,906,436,506	31,543,382,333
23年度	現物給付	29,208,161,852	2,679,834,458	31,887,996,310
	現金支給分	1,082,090,866	139,380,558	1,221,471,424
	医療給付費	30,290,252,718	2,819,215,016	33,109,467,734

参考 医療費の自己負担に係る現役並み所得者の判定基準

被保険者及び同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人の収入の合計で判定

同一世帯に属する被保険者の課税所得が145万円以上、かつ、収入の合計が以下のもの

- ・ 被保険者が複数いる世帯：520万円以上
- ・ 被保険者が1人の場合：383万円以上
- ・ 被保険者が1人の世帯であって、同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人がいる世帯：520万円以上



※北区及び東京都給付費については東京都後期高齢者医療広域連合「事業概要」より。

23年度は速報値

※北区の一人当たり保険料は保険料本算定時

2 葬祭費

葬祭費は、死亡した被保険者の葬儀を執行した者に対して支給する。

（東京都北区後期高齢者医療葬祭費支給事務要綱）

（東京都北区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱）

○ 負担金補助及び交付金

単価 70,000円

平成21年度 件数 1,893件 132,510千円

平成22年度 件数 1,992件 139,440千円

平成23年度 件数 2,277件 159,390千円

V 保険料

1 保険料の決め方

東京都における均一保険料(年額)

東京都の保険料(限度額55万円) = 均等割額 + 所得割額

- ・均等割額は40,100円(平成24年度及び25年度)
37,800円(平成20年度～23年度)

- ・所得割額は、「賦課のもととなる所得金額」×所得割率で算出する。
東京都の所得割率は8.19%(平成24年度及び25年度)
7.18%(平成22年度及び23年度)
6.56%(平成20年度及び21年度)

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額をいう(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)。

2 保険料軽減措置

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減している

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者の数) 以下 *単身世帯主は該当しない	5割
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金等については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定する。

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減する。

	「賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①	15万円以下	100%
②	20万円以下	75%
③	58万円以下	50%

3 保険料の納付方法

保険料は、原則として介護保険料と同じ年金からの引き落としとなる（特別徴収）。その年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える者などは、納付書や口座振替などにより納付する。（普通徴収）

年金からの差し引き（特別徴収）は、被保険者からの申出により口座振替（普通徴収）に変更できる。

4 保険料収納状況

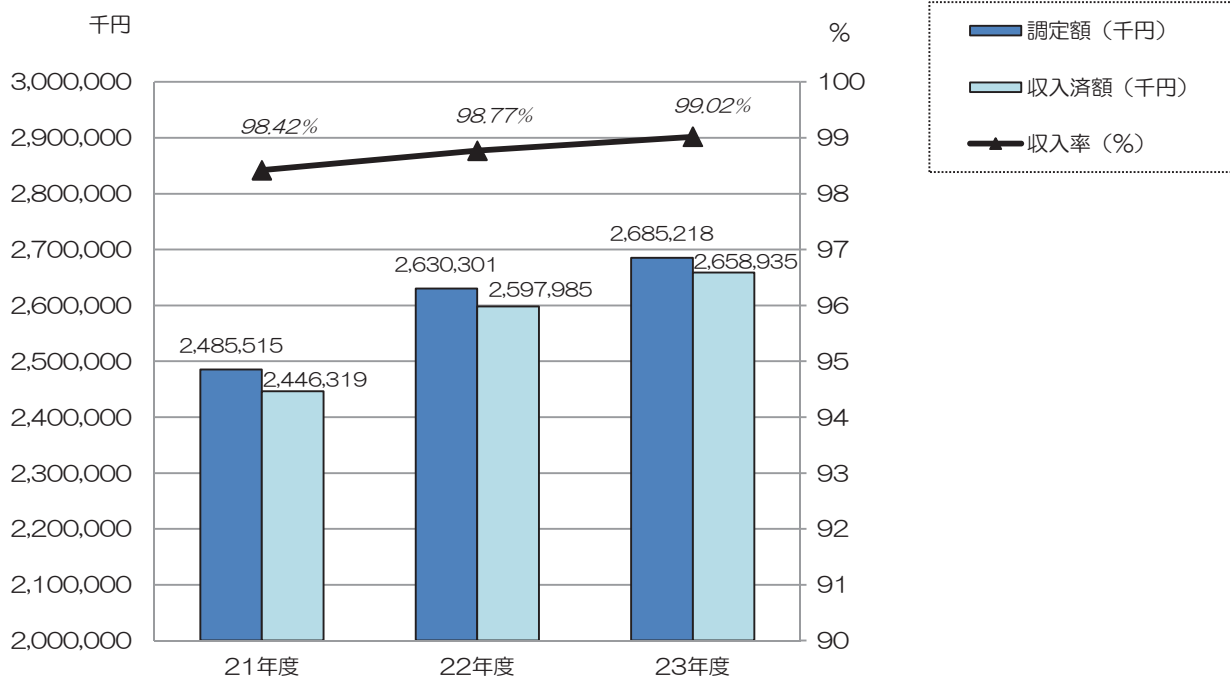
後期高齢者医療保険料調定額及び収納額の状況

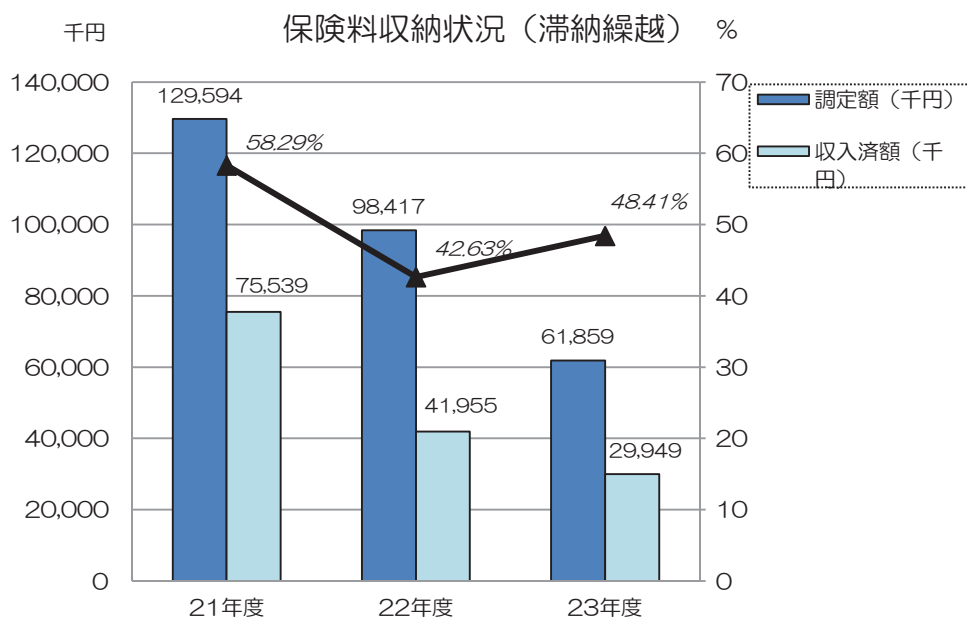
21年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,485,515,600	2,446,319,950	—	6,237,100	45,432,750	98.42
滞納繰越	129,594,220	75,539,803	—	163,000	54,217,417	58.29
合計	2,615,109,820	2,521,859,753	—	6,400,100	99,650,167	96.43

22年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,630,301,500	2,597,985,400	—	6,663,800	38,979,900	98.77
滞納繰越	98,417,767	41,955,187	33,205,830	91,250	23,348,000	42.63
合計	2,728,719,267	2,639,940,587	33,205,830	6,755,050	62,327,900	96.75

23年度	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	還付未済額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)
現年	2,685,218,300	2,658,935,458	—	6,973,800	33,256,642	99.02
滞納繰越	61,859,000	29,949,030	12,332,700	103,100	19,680,370	48.41
合計	2,747,077,300	2,688,884,488	12,332,700	7,076,900	52,937,012	97.88

保険料収納状況（現年）





5 保険料の減免

年度	減額(円)	免除(円)	合計(円)	件数
21年度	71,400	5,400	76,800	4
22年度	1,565,800	1,622,000	3,187,800	65
23年度	154,000	357,600	511,600	14

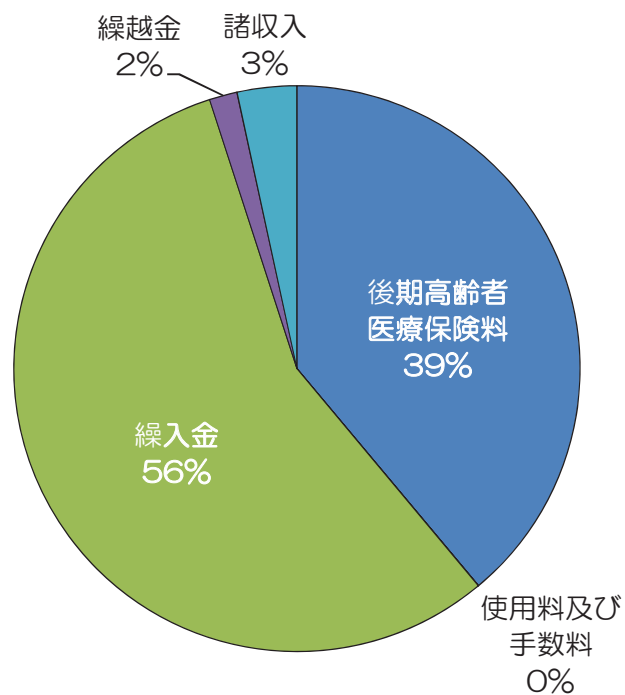
※平成24年10月1日現在

VI 財政状況

<歳入>

(円)

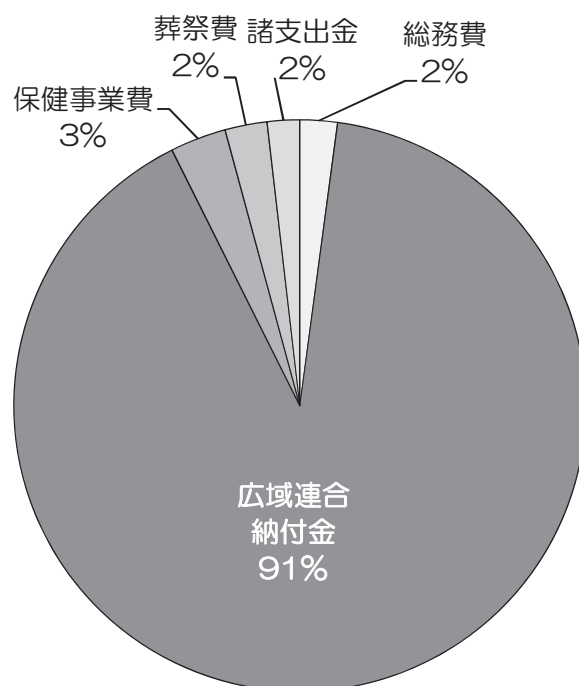
科 目	平成23年度
後期高齢者医療保険料	2,688,884,488
使用料及び手数料	2,400
繰入金	3,874,743,678
繰越金	109,838,586
諸収入	235,319,305
合 計	6,908,788,457



<歳出>

(円)

科 目	平成23年度
総務費	141,680,961
広域連合納付金	6,053,487,969
保健事業費	212,261,823
葬祭費	159,581,235
諸支出金	122,227,000
予備費	0
合 計	6,689,238,988



歳入と歳出の差額、219,549,469円は翌年度繰越額となる。

Ⅶ 後期高齢者健康診査

保険者である東京都後期高齢者医療広域連合から委託を受け事業を行っている。

- ・長期入院者、施設入所者は施設の健診等で健康状態を把握できるため対象から除外される。
- ・特定健診における必須項目の健診を実施した。

	対象者数	受診者数	受診率
21年度	34,952人	18,854人	53.9%
22年度	35,931人	19,420人	54.0%
23年度	36,959人	20,358人	55.1%

Ⅷ 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、広域連合と連携し制度の趣旨普及に努めた。

1 区報（北区ニュース）掲載

掲載号	掲 載 内 容
4月10日	後期高齢者医療保険の収納推進員 休日納付相談
4月20日	平成22年度後期高齢者医療保険料の完納のお願い
6月20日	国保（後期高齢者医療制度）と交通事故
7月 1日	後期高齢者医療制度の平成23年度保険料が7月に決定 します
7月20日	後期高齢者医療被保険者の更新 後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定 証」の更新及び新規交付
8月10日	後期高齢者健康診査
9月10日	休日納付相談
10月10日	後期高齢者医療制度の保険料
10月20日	休日納付相談
11月20日	年末ワンストップ納付相談 高額療養費の支給
12月20日	「保険料（口座振替済）のお知らせ」を12月下旬に発送 します 「保険料（特別徴収分）のお知らせ」を1月中旬に発送し ます 高額医療・高額介護合算制度
1月20日	後期高齢者医療保険料は税控除の対象になります
3月10日	後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか 休日納付相談
3月20日	高額な外来診療を受けたときは

I

北区の後期高齢者医療制度

刊行物登録番号

平成24年度（平成23年度実績）

24-1-061

平成24年11月発行

<発行>

東京都北区区民部国保年金課

東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-9069（ダイヤルイン）